

入札参加者 様

川口市 理財部 契約課長

下請負人通知書の取扱いの見直しについて（通知）

平素より、本市の公共工事等の入札契約制度にご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本市が発注する公共工事におきまして、下請負人に対する契約条件等を把握するため、川口市建設工事請負契約基準約款第7条の2の規定に基づき、受注者に対して下請負人通知書の提出を求めてきたところであります。しかしながら、当該条件等については、施工体制台帳等の書類においても把握が可能であることから、受発注者双方の事務負担の軽減を目的として、今後は、下請負人通知書の提出を求めないことといたします。

【問い合わせ】契約課 工事契約係
直通 048-258-1237